堺市公報 第226号

令和4年7月22日発行

*** 堺市公報

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について	
【建設局土木部路政課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
○自転車等放置禁止区域の指定の一部を改正する告示	
【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
○都市計画法に基づく工事の完了について	

	堺市公報	第226号	令和4年7月22日
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 · · · ·			34
<上下水道局公告 <i>></i>			
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達	手続の特例	を定める政令の)適用を受け
る調達契約に係る落札者等について			
【上下水道局サービス推進部事業サポート	課】		34

告示

堺市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定 障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
みんなのシェアハ ウス 株式会社	居宅介護	ビジットケア堺	大阪府堺市北区長曽 根町29 シュライク なかもず805	令和4年7月 1日
みんなのシェアハ ウス 株式会社	重度訪問介護	ビジットケア堺	大阪府堺市北区長曽 根町29 シュライク なかもず805	令和4年7月 1日
有限会社 NEW COLORS	居宅介護	タイガケアサポート	大阪府堺市南区和田 東293番1号 ツイン 泉ヶ丘103号	令和4年7月 1日
有限会社 NEW COLORS	重度訪問介護	タイガケアサポート	大阪府堺市南区和田 東293番 1 号 ツイン 泉ヶ丘103号	令和4年7月 1日

有限会社 NEW COLORS	同行援護	タイガケアサポート	大阪府堺市南区和田 東293番1号 ツイン 泉ヶ丘103号	令和4年7月 1日
一般社団法人 ほっと	就労継続支援 (B型)			令和4年7月 1日
一般社団法人 朋友会	行動援護	訪問介護事業所 ふれんど		
株式会社 GAL LANT	居宅介護	訪問介護ステーション凛	大阪府堺市北区八下 北5番13号	令和4年7月 1日
株式会社 うるま	同行援護	訪問介護あいぷ らん	大阪府堺市南区桃山 台二丁15番 5	令和4年7月 1日
株式会社 エスポワール	共同生活援助	エスポワール北 清水	大阪府堺市堺区北清 水町一丁1-21	令和4年7月 1日
株式会社 こよみ	共同生活援助	グループホーム みちしるべ	大阪府堺市美原区南 余部256番 5	令和4年7月 1日
株式会社 スマイルケアサポート	就労継続支援 (B型)	ステラ	大阪府堺市東区白鷺 町一丁23番2号	令和4年7月 1日

堺市告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
TKサポート 合同会社	居宅介護		大阪府堺市西区上野 芝向ヶ丘町四丁24番 72号	令和4年6月 1日

TKサポート 合同会社	重度訪問介護	あがいてぃーだ	大阪府堺市西区上野 芝向ヶ丘町四丁24番 72号	令和4年6月 1日
-------------	--------	---------	--------------------------------	--------------

堺市告示第254号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき、 次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第 1号の規定により告示する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者(指定日 令和4年7月1日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
NPO法人 アップルフ ィールド	大阪府堺市西 区浜寺石津町 西四丁1番31 号	児童発達支 援	りんご園	大阪府堺市北区 百舌鳥陵南町三 丁193番地 メ ゾンラフィネ1 A	2756500027
イニシアス 株式会社	東京都三鷹市 下連雀三丁目 17番20号 サ ンライズ三鷹 101号室	児童発達支 援	TAKUM I 堺	大阪府堺市堺区 戎島町2-66 M・Y2堺駅前 ビルII 3階A	2756000036
イニシアス 株式会社 東京都三鷹市 下連雀三丁目 17番20号 サ ンライズ三鷹 101号室		放課後等デ イサービス	TAKUM I 堺	大阪府堺市堺区 戎島町2-66 M・Y2堺駅前 ビルII 3階A	2756000036
株式会社ア イグラン	広島県広島市 西区庚午中一 丁目7番24号	児童発達支 援	コペルプラス 北花田教室	大阪府堺市北区 蔵前町二丁16番 32号	2756500019

堺市告示第255号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき、次の 事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規 定により告示する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者(指定日 令和4年7月1日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
特定非営利 活動法人あ いらぶ	大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁19番6号	障害児相談 支援	計画相談センターあいらぶ	大阪府堺市中区 土師町三丁34番 24号 ハーベス トグリーン212 号室	2776100295

^^^^^

堺市告示第256号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦 覧に供する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 整理番号 別紙調書のとおり

- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 起 点 終 点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

別紙

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
\ 285	常磐34号線	北区常磐町2丁67番2地先		本市施行
looc	常磐102号線	北区常磐町2丁116番4地先 北区常磐町3丁2番13地先		"
ŀ286	吊碧102方線	北区常磐町3丁36番地先		"
7377	浅香山22号線	堺区浅香山町3丁50番20地先		路線再編成
/3/1	(文百四 2 2 <i>5 m</i> x	堺区浅香山町3丁45番3地先		正口心水十十小冊/八
7352	草尾93号線	東区草尾380番4地先		開発に伴う寄
7002	平足307///	東区草尾381番6地先		付
t967	日置荘西215号線	東区日置荘西町5丁61番1地先		,,
2001	口巨壮四 2 1 3 万林	東区日置荘西町5丁61番16地先		
7378	阿弥78号線	美原区阿弥106番16地先		"
, 0.10		美原区阿弥106番2地先		
n1058	土師 2 2 2 号線	中区土師町3丁1475番16地先		都市計画法第39条による
		中区土師町3丁1500番1地先		帰属
 \$589	堀上毛穴 1 号線	中区堀上町678番10地先		"
	34 E 7 T - V 104	中区毛穴町372番5地先		
ÿ558	白鷺21号線	東区白鷺町2丁342番13地先		"
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	東区白鷺町2丁342番37地先		
ÿ559	白鷺 2 2 号線	東区白鷺町2丁342番46地先		,,
	- no 4 ///	東区白鷺町2丁342番37地先		
ÿ560	白鷺23号線	東区白鷺町2丁342番54地先		"
	- wa = 3 .4 wh	東区白鷺町2丁342番71地先		
t966	目置荘原寺65号線	東区日置荘原寺町260番33地先		,,
		東区日置荘原寺町260番30地先		

堺市公報 第226号

令和4年7月22日

市道路線廃止調書

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
1007	常磐 7 号線	北区常磐町2丁67番地先 北区常磐町3丁229番地先		本市施行
7008	浅香山 3 号線	堺区浅香山町2丁37番地先 堺区浅香山町3丁45番地先		路線再編成

堺市告示第257号

自転車等放置禁止区域の指定について(平成24年告示第323号)の一部を次のように改正し、令和4年8月1日から施行する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表百舌鳥駅周辺の項中「赤色で」を削る。 百舌鳥駅周辺の別図を次のように改める。 (次のよう 別記)

縮尺 1:2500

自転車等放置禁止区域 市立自転車等駐車場 百舌鳥駅周辺自転車等放置禁止区域図 百舌鳥夕雲町2丁 **第**4年本第

10 —

公 告

堺市公告第400号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友堺福田店 堺市中区陶器北1684番地1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)名 称 合同会社西友 代表者 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称 株式会社西友 代表者 代表取締役 大久保 恒夫

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日令和4年1月6日
- 5 届出年月日令和4年7月5日

堺市公告第401号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、次の とおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に より公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産 業戦略部地域産業課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友楽市 上野芝 堺市西区上野芝町二丁7番3号 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社西友

代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 合同会社西友

代表者 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後) 名 称 株式会社西友

代表者 代表取締役 大久保 恒夫

所在地 東京都北区赤羽二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日令和4年1月6日
- 5 届出年月日令和4年7月5日

^^^^^

堺市公告第402号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のと おり公告する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第4号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年7月7日

堺 市

利用権設定各筆明細

	1. 2.00				5.1002		
	借賃の支 払い方法	I	I	Í	毎年9月 未までに 貸手指定 口座に振	I	I
	借賃 (円)	I	I	1	80,000	1	1
]用権	※	令和7年7月31日	令和7年7月31日	令和7年9月30日	令和7年9月30日	令和7年7月31日	令和7年7月31日
設定する利用権	始期	令和4年8月1日	令和4年8月1日	令和4年10月1日	令和4年10月1日	令和4年8月1日	令和4年8月1日
	松谷	田として利用	田として利用	強として利用	強として利用	強として利用	田として利用
	利用権の種類 及び適用され る共通事項	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	使用貸借によ る権利	使用貸借による権利	賃貸借による権利	使用貸借による権利	使用貸借による権利
- 5者(貸手)	氏名	井上 達夫	西川 勇夫	坂口 幸徳	松木 美穂	畠中 和彦	土山 定樹土山 孝則
利用権を設定する者(貸手)	住所	大阪府大阪狭山 市大野台7丁目 18番10号	大阪府和泉市の ぞみ野1丁目12 番26号	堺市西区草部1 8番地	大阪市中央区松 屋町住吉5番8 号	堺市堺区西湊町 5丁4番23号	堺市中区法之1 642番地 大阪市北区東天 満2丁目10番17 リップル南森町 Ⅱ802号
型	地積 (m²)	1,269	1,471	601	1,132	1,046	1,937
する農	現地田	田	田	Н	田	Ш	田
を設定	岩	33	1480- 1	1966– 1	928-1	592-1	1112
利用権を設定する農地	所在	西区太平寺	西区山田4 1480- 丁 1	西区菱木3 1966- 丁 1	南区大庭寺 928-1	南区大庭寺 592-1	中区上之
設定を (借手)	氏名	株式会社デッ コーポレーショ 西区太平寺 ン	味谷 薫	森口 久司	紀7本 正基	松原 茂明	寺岸 佳津子
利用権の設定を受ける者(借手)	住所	堺市堺区甲斐町 西2丁2番27号	大阪府和泉市箕形町2丁目4番8号	堺市西区菱木4 丁2746番地	堺市南区和田東 954番地3 オー スター1番館302 号	堺市南区大庭寺 591番地	堺市中区上之2 69番地

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

		借賃の 支払方法		I	毎年度指 101 101 101 101	対を対対が	年 度指 度	た日産に振込	毎年度指 6-1 677	振込が
		借賃 (円) 支		1		11,800 定		21,300 Æ		0,040
	川桶	終期	口10日4年4	→ 和9年/月31日		守和9年1月31日	令和9年7月31日		令和14年7月31日	
	設定する利用権	始期	令和4年8月1日		令和4年8月1日		令和4年8月1日		令和4年8月1日	
		内谷		て利用	角づら	て利用	⊞ ZZ			て利用
		利用権の種類 及び適用され る共通事項	使用貸借による権利・	農地中間管理 事業共通事項 1	賃貸借による 権利	農地中間管理 事業共通事項 2	賃貸借による 権利	農地中間管理 事業共通事項 2	賃貸借による 権利 ・	農地中間管理 事業共通事項 3
Ē	トる者(貸手)	氏名	西野 邦子	一般財団法人 大阪府みどり 公社	和田 和子	一般財団法人 大阪府みどり 公社	西野 嵩永	一般財団法人 大阪府みどり 公社	永田 久美子	一般財団法人 大阪府みどり 公社
	利用権を設定する者(貸手)	住所	堺市中区陶器北 558番地	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	堺市堺区旭ヶ丘 中町2丁2番31 号	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	堺市中区福田6 76番地1	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	愛知県長久手市 根の神301番地 アルカディア長 久手1-D	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号
	足	地積 (m³)	G	87c		094	6,0	1,043	7.7	4/1
	トる農地	規況地田	Ę	A H	E	H	E	H	Ę	Ę.
	を設定す	岩	355		00	2183	0000	6622	0071	1197
	利用権を設定する農	所在	수 등 전 단	十个两帝七		子本国本		十八两部七	南区鉢ケ峯	
.	設定を (借手)	氏名	一般財団法人 大阪府みどり 公社	橘 健一郎	一般財団法人 大阪府みど9 公社	久保 光生	一般財団法人 大阪府みどり 公社	株式会社 MakeFoodTec h	一般財団法人 大阪府みどり 公社	西野 隆明
	利用権の設定を 受ける者(借手)	住所	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	堺市中区陶器北 928番地12	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	堺市南区竹城台 3丁18番11号	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	大阪市港区磯路 3丁目3番17号	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	堺市中区毛穴町 218番地1 シャーメブン鈴の 宮103号

解除条件付(法 18-2-6)

2 共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定める もののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物(以下「目的物」という。)を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と 責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができ ない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が 修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金 を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額 又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき 書類を添えて(乙が法人の場合は定款の写しも合わせて)市長に提出しなければならない。

- ア 乙の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
- エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
- カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の 事業への従事状況
- キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人 の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

- ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は 使用貸借の解除をしないとき。
- イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

使用貸借

2 共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

- (3) 修繕及び改良
 - ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と 責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができ ない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が 修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
 - イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (4) 租税公課の負担
 - ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金 を負担する。
 - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (5) 目的物の返還
 - ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
 - イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年 法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
 - ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額 又は増価額とする。
 - エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と 責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができ ない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が 修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金 を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年 法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額 又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業1

2 共通事項(機構→転借人)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用 集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)を通じて権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利 用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を 受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする ことができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払 期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者 の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地 所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕 することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土 地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、 その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに土地所 有者の費用に関する支 払区分の内容	甲及び乙の支払額 について土地所有 者の償還すべき額 及び方法	備考
_	_	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
水利費	地権者が負担	_	

3 共通事項(所有者→機構)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者(以下「甲」という。)及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界 について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、 自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲にお いて修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕 させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、 甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。 ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等 の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が転借人に負担させる。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る ものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと 認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが 著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

_	12/11/2000	大兵 · 八二(=)(t · b · t) · b	•	
	修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに転借人 の費用に関する支払区 分の内容	乙及び転借人の支 払額について甲の 償還すべき額及び 方法	備 考
	_	_	_	_

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
水利費	地権者が負担	_

農地中間管理事業2

2 共通事項(機構→転借人)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用 集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)を通じて権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を 受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする ことができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払 期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者 の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地 所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕 することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土 地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、 その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

- ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに土地所 有者の費用に関する支 払区分の内容	甲及び乙の支払額 について土地所有 者の償還すべき額 及び方法	備考
_	_	_	_

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
賦課金(水利費含む。)	転借人が負担	_	-

3 共通事項(所有者→機構)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者(以下「甲」という。)及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を 猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界 について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとと もに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、 自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲にお いて修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕 させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、 甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。 ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等 の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が転借人に負担させる。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る ものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと 認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが 著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに転借人 の費用に関する支払区 分の内容	乙及び転借人の支 払額について甲の 償還すべき額及び 方法	備考
_	_	_	_

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
賦課金(水利費含む。)	転借人が負担	_	-

農地中間管理事業3

2 共通事項(機構→転借人)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用 集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)を通じて権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利 用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を 受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする ことができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払 期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者 の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地 所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕 することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土 地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、 その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに土地所 有者の費用に関する支 払区分の内容	甲及び乙の支払額 について土地所有 者の償還すべき額 及び方法	備考
_	_	Г	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
賦課金	地権者が負担	_	

3 共通事項(所有者→機構)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者(以下「甲」という。)及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を 猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界 について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、 自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲にお いて修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕 させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、 甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。 ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が転借人に負担させる。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る ものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと 認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが 著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに転借人 の費用に関する支払区 分の内容	乙及び転借人の支 払額について甲の 償還すべき額及び 方法	備考
_	_	_	_

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
賦課金	地権者が負担	_	

^^^^^

堺市公告第403号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域堺市美原区南余部385番1の一部、385番3及び397番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府堺市美原区南余部435番地 山田 弘一

堺市公告第404号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域堺市堺区匠町1番3から1番6まで、1番11、3番3、4番、5番及び6番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号 株式会社クボタ 代表取締役 北尾 裕一

堺市公告第405号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域 堺市中区土塔町2313番8及び2313番10から2313番26まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇 宣綱

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第113号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年上下水道局管理規程第12号)第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

堺市上下水道事業管理者 出 耒 明 彦

1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量 臭素系消毒剤(年間単価契約) 15,800kg

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地 上下水道局サービス推進部事業サポート課 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所 赤沢産業株式会社 代表取締役 中尾 万里 大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目1-32
- 5 落札金額 ¥2,486- (1kg当たりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 令和4年5月13日